

議案第32号

西海市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

西海市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を次のと  
おり提出する。

令和5年6月16日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

西海市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年西海市条例第46号）の一  
部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 新旧対照表

## 西海市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>西海市職員の特殊勤務手当に関する条例</p> <p>平成17年4月1日<br/>西海市条例第46号</p> <p>第1条～第12条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>西海市職員の特殊勤務手当に関する条例</p> <p>平成17年4月1日<br/>西海市条例第46号</p> <p>第1条～第12条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(感染症等防疫作業手当の特例)</u></p> <p><u>3 職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、感染症等防疫作業手当を支給する。この場合において、第6条の規定は適用しない。</u></p> <p><u>4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。</u></p> |

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。